

令和7年度第3回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年6月17日(火)
午前9時30分 ～ 午前11時05分
場 所 菊川ふれあい会館 2階 中小ホール

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名
現 在 数 18 名
出 席 総 数 17 名
欠 席 総 数 1 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	木村 貴志子	出席
3	新久保 克己	出席
4	松倉 公一	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	欠席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	河本 肇	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外 5 名

傍聴人なし

令和7年度第3回総会

(開始時刻 9 時 3 0 分)

事務局（小田事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数 18 名のうち、本日出席の委員は 17 名、欠席委員は 1 名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定に基づき、本日の総会が「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第 6 条及び第 7 条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように、出席委員が過半数を超えています。本日の総会は成立いたしますので、「令和7年度第3回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第 19 条第 2 項の規定に基づきまして私のほか 2 名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号 3 番、新久保克己委員と、議席番号 4 番、松倉公一委員のご両名を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第 1「議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

ご説明いたします。以降、着座にてご説明いたします。

総会議案書 1 ページをお開きください。1 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田 1 筆で、面積は、925㎡、位置図は 4、5 ページ、公図は、6 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊浦総合支所小串支所から東北東へ、約 3.3 km に位置する過去に農業公共投

資の対象となった農地です。

申請理由は、相続で取得したものの耕作及び維持管理が困難な譲渡人の要望に譲受人が応じるものでございます。申請地は、譲受人の自宅から■■■■の距離に位置しており、譲受後は、水稻を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

1 ページに戻りまして、2 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田 1 筆で、面積は、5 5 2 m²、位置図は 7、8 ページ、公図は、9 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所王司支所から東へ約 2 5 0 m に位置している農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、後継者のいない譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から■■■■に位置しており、譲受後は、さつまいもや果樹栽培を行う予定で、売買による所有権の移転となっております。

総会議案書 2 ページをお開きください。3 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田 2 筆で、合計面積は、2, 2 0 3 m²、位置図は 1 0、1 1 ページ、公図は、1 2 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から北へ約 6 0 0 m に位置している過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、相続で取得したものの管理が困難な譲渡人が、不動産会社の仲介により、譲受人に譲り渡すものでございます。申請地は、譲受人の自宅から■■■■の距離に位置し、譲受後は、水稻を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

2 ページに戻りまして、4 番、説明の前に議案書の訂正がございます。合計筆数が 7 筆とありますが、6 筆に訂正させていただきます。詳細については、本日お配りしております総会議案書の訂正でご確認願います。大変申し訳ございませんでした。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田 6 筆で、合計面積は、1 1, 3 6 7 m²、位置図は 1 3 ページから 1 5 ページ、公図は、1 6 ページから 1 9 ページをご覧ください。申請地は、JR 山陰本線阿川駅から、北北東へ約 4 0 0 m から 4 5 0 m に位置している農地と、阿川駅から北東へ約 1 5 0 m から 2 0 0 m に位置している農地で、■■■■、■■■■、■■■■の 3 筆は、過去に農業公共投資の対象となった農地で、残りの 3 筆は、農業振興地域内の農用地です。

申請理由は、高齢で維持管理が困難であり、農業後継者もないという譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から■■■■■■■■に位置しており、譲受後は、水稻を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

総会議案書 3 ページをお開きください。5 番、説明の前に議案書の訂正がございます。20 ページの位置図についてですが、安岡支所が移転前の位置に記されておりましたので、現在の位置に修正した位置図を、お手元に配布させていただきました。大変申し訳ございませんでした。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田 1 筆で、面積は、3, 435 m²、位置図は 20、21 ページ、公図は、22 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所安岡支所から東北東へ約 1.2 km に位置している過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、経営規模拡大を図る譲受人の要望に、譲渡人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から [REDACTED] の距離に位置しており、譲受後は、サボテンや多肉植物を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

各譲受人は、農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1 番の案件につきまして、議席番号 9 番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

石田安男委員

議席番号 9 番、石田です。1 番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和 7 年 6 月 6 日、農業委員 2 名、事務局職員 2 名で現地確認を行いました。内容は、事務局の説明のとおりです。

現地は、川棚クスの森より北東に 1 km 県道を上がった所で、譲受人と譲渡人は同じ集落に居住している親戚関係に当たります。贈与による所有権の移転となっています。譲渡人は相続により取得しましたが、農業をしていないため管理に苦慮していて、譲受人に申し出た所、譲受人が承諾したものです。申請地は、譲受人の自宅から [REDACTED] の距離にあり、基盤整備田で稲作を栽培する準備がされていきました。稲作に必要な農機具は全て保有しています。何ら問題ないと

思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号3番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

議席番号3番、新久保です。2番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和7年6月5日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。申請内容は、高齢で耕作が困難な譲渡人が、経営規模の拡大を計画した譲受人の申出に応じたものです。売買による権利移動です。譲受人は他の地区でも耕作をしており、譲受後は、さつまいも類や果樹を栽培する計画です。営農に必要な農機具を保有しており、何ら問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号12番、坂田謙祐委員、報告をお願いいたします。

坂田謙祐委員

議席番号12番、坂田です。3番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和7年6月5日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。現地は、JA菊川町支所の近くにある農地で、譲渡人は農業をされないもので利用権を設定し、水稻が作づけされていましたが、このたびは売買をされるということで作づけはされておりました。

譲受人は十数年前から水稻をされている方で、農機具も保有しており、何ら問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、4番の案件につきまして、議席番号18番、有田孝義委員、報告をお願いいたします。

有田孝義委員

議席番号18番、有田です。4番の案件について、現地確認の結果をご報告い

たします。令和7年6月4日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。譲受人は、現在農地を所有しておりませんが、申請地のうち、XXXXXXXXXXを2年前から利用権設定により耕作しており、現地確認の時は、代かきも終わり田植前の状態でした。

このたび、譲渡人の要望に応じ、現在耕作している水田の周辺にある水田も含め購入するものですが、水稻栽培を拡大し、米の増産を行うとのことです。何ら問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、5番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

田崎育子委員

議席番号5番、田崎です。5番の案件について、ご報告いたします。令和7年6月6日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。申請地は、下関北運動公園と済生会下関総合病院の中間にある3,435㎡の基盤整備された農地です。

譲受人は以前から経営規模したいと考えており、現在の営農地から近いこともあり、譲渡人に申し出たものです。譲渡人は相続で取得したものの、県外に住んでおり管理が困難なことから、譲受人の申し出に応じることとしたものです。

譲受人は12年前からサボテンや多肉植物を栽培して、全国各地のホームセンターに出荷しています。営農が軌道に乗り、自己所有農地で営農に力を入れたいとの思いと、近くに同世代の花き農家もあり、下関の農業の発展に尽くしたいと熱く語っていました。これから農地を受け継ぎ、下関の未来の農業を担ってくださる方だと思います。何ら問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」、原案のとおり「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第2「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

説明の前に、地域計画と農地転用手続きについてご説明いたします。

今年の4月以降、地域計画区域内の農地を転用する場合は、事前に地域計画の変更手続きが必要となりましたので、申請書に、その他参考となる書類として、地域計画区域内、外照会票を添付させております。

その為、農地法第4条第1項の規定による許可案件、農地法第5条第1項の規定による許可案件につきましては、原則、地域計画区域外の農地となります。

それでは、ご説明いたします。

総会議案書23ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆で、転用面積は、46㎡、位置図は24、25ページ、公図は26ページ、土地利用計画図は27ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から北北西へ約1.4kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となった農地で「第1種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、申請地は狭く、耕作できる面積ではないことから、庭として整備することを目的として農家住宅の敷地拡張を行うものでございます。

本件の一体利用地1筆は、申請者の自己所有地で、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、ブロック塀が設置されております。汚水は、集落排水で処理され、雨水のみ、農業用排水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本件は、追認案件で、平成13年に換地として取得した後、田に転換することなく、宅地の一部として使用していたことから、申請者から下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されています。

本件は、第1種農地を対象とした農地転用ではございますが、住宅敷地の拡張に係る部分の敷地の面積が、既存施設の敷地の面積の2分の1を超えていないことから、農地法施行令第4条第1項第2号ハ及び農地法施行規則第35条第5号に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1 番の案件につきまして、議席番号 1 2 番、坂田謙祐委員、報告をお願いいたします。

坂田謙祐委員

議席番号 1 2 番、坂田です。1 番の案件について、ご説明いたします。令和 7 年 6 月 5 日、農業委員 2 名、事務局職員 1 名で現地確認を行いました。

申請地は圃場整備地区内の農地ですが、宅地に接しており幅が約 2 m の細長い農地です。いわゆる残地として整備された農地のように見えます。追認案件ということで、現地はすでに宅地化しており庭になっていましたが、こういった状況でしたので致し方ないと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

木村貴志子委員

議席番号 2 番、木村です。2 6 ページの公図を見ますと、一体利用地と申請地の間がかなり離れていますが、2 7 ページの土地利用計画図では住宅のすぐそばが申請地となっています。公図が違うのでしょうか。

議長（山田会長）

事務局、お願いします。

事務局（坂元主査）

お答えいたします。法務局の公図が 2 枚に分かれておりましたが、実際は隣接しております。

木村貴志子委員

図面を作成するときに、つなぎ合わせるのは無理なのでしょうか。

事務局（坂元主査）

今後、申請者が図面を提出する際に、誤解のないよう作成することを伝えたいと思います。ご意見ありがとうございました。

議長（山田会長）

他に質疑は、ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

なお、本案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とすることとします。

議長（山田会長）

次に、日程第 3「議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。総会議案書 28 ページをお開きください。1 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑 1 筆で、転用面積は、225 m²、位置図は、31、32 ページ、公図は、33 ページ、土地利用計画図は 34 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所内日支所から北北東へ約 30 m に位置する農地で「第 3 種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、農家住宅でございます。

申請理由につきましては、 に農家住宅の建設を計画したところ、計画に必要な面積が不足していたため、 の土地を贈与してもらい、確保するものであり、当該土地が最適であったとのことでございます。贈与による所有権の移転です。

本案件の、一体利用地は、譲受人所有の土地であり、土地利用計画からみて、計画面積は適当であると判断しています。

なお、申請地に隣接した農地はありません。汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに、既存の私設水路から農業用排水路以外の水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

また、申請地は、令和 4 年 7 月に耕作を目的に取得した農地で、一度も耕作されておりましたが、農林水産省農村振興局長からの農地転用許可事務の適正化及び簡素化についての通知に従い、致し方ないと判断いたしました。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

2 番、3 番は、関連案件となっておりますので、併せてご説明いたします。

総会議案書は、28 ページ、29 ページとなります。

2番の転用目的は、非フィットによる太陽光発電設備の売買を目的として設置するもので、3番は、2番の太陽光発電設備の設置に必要な、工事用進入路を一時的に整備するものでございます。なお、2番の施設等の売買先につきましては、備考欄記載の法人になる予定です。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、2番が田1筆で、転用面積は、1,637㎡、3番が田1筆の一部で、転用面積は、124㎡です。位置図は、2番が35、36ページ、3番が39、40ページで、公図は、2番が37ページ、3番が41ページで、土地利用計画図は、2番が38ページ、3番が42ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所から南東へ約1kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となりますので、申請者からは、代替地検討表が提出されております。

2番の申請理由につきましては、譲受人が新たに太陽光発電設備用地の取得を希望していたところ、高齢で離農状態のことから処分を検討していた譲渡人所有の本件土地が見つかり、譲渡人が譲受人の提案に応じるものであります。

また、3番の申請理由につきましては、2番の申請地である [REDACTED] で太陽光発電事業を行うにあたり、公道までの道が無く、工事車両の進入が困難であることから、工事用進入路として、隣地である当該土地の一部を一時的に利用するものです。

2番は売買による所有権の移転、3番は、使用貸借による権利の設定で、一時的な利用となります。

2番3番とも、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、市農業委員会の農地法関係事務に係る指導指針の建ぺい率及び土地利用計画からみても、適当であると判断いたしました。

なお、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例に係る環境部との事前協議は、既に終了しております。

2番の土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、土水路を新設する計画となっております。3番につきましては、敷鉄板を敷き詰めることで、土砂の流出対策としております。また、汚水の発生はなく、雨水のみ農業用排水路と既存の私水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

どちらも、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

29ページに戻りまして、4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑3筆で、転用面積は、534㎡、位置図は、43、44ページ、公図は、45ページ、土地利用計画図は46ページをご覧ください。

ださい。申請地は、下関市役所豊浦総合支所室津支所から東南東へ約700mに位置している「第3種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

転用目的は、住宅及び貸語学教育施設でございます。

申請理由につきましては、既存の住宅を購入し、申請地を整備した後、語学教育施設及び駐車場として、妻が経営する会社の一部貸し出すものでございます。

なお、本件は、住宅及び貸語学教育施設を目的とした申請となっておりますので、借受申込書の写しが申請者から提出されております。売買による所有権の移転です。

本案件の一体利用地は、譲渡人の所有地で、土地所有者として使用を承諾されているため、支障はなく、土地利用計画からみて、計画面積は適当であると判断しています。なお、申請地に隣接した農地はありません。

汚水は、合併浄化槽で処理され、農業用排水路以外の水路に放流され、雨水は、農業用排水路以外の水路と、宅地である隣接地に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。なお、表面雨水の一部が隣接地に放流されることについて問題が発生した場合は、土地所有者と協議して対応することです。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書30ページをお開きください。5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑2筆で、転用面積は、1,903㎡、位置図は、47、48ページ、公図は、49ページ、土地利用計画図は50ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所角島支所から北東へ約1.1kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、住宅兼ドッグランでございます。

申請理由につきましては、住宅を購入し、需要が見込まれる角島地区でドッグラン事業を実施するものでございます。売買による所有権の移転です。本案件は、土地利用計画からみて、計画面積は適当であると判断しています。なお、申請地に隣接した農地はありません。また、汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに、既存の道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本件は、無断転用案件で、譲渡人の[]が、平成10年に住宅を建築していたことから、譲渡人から下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されています。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号7番、下田敏純委員、報告をお願いいたします。

下田敏純委員

議席番号7番、下田です。1番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和7年6月5日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。現地では、譲受人の所有地で農家住宅を建設中でした。計画に必要な面積が不足することから■■■■から譲り受けるものです。今後は家庭菜園で利用する予定とのことです。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

それでは、2番及び3番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

石田安男委員

議席番号9番、石田です。2番及び3番の案件について、ご説明いたします。令和7年6月6日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。

2番については、売買による所有権の移転で、非フィットによる太陽光発電施設の建設をするものです。譲渡人は、申請地を相続しましたが、高齢で離農状態のため処分したいと思案しているとき、譲受人からの提案があり、売買に応じたものです。

譲受人は、大手の企業、法人向け太陽光発電システム等を施工、販売等する法人で地域でも数多く設置しています。日当たりがよく、計画の規模、用途に合うため計画したものです。また、建設後の施設について■■■■が購入の意向があることを表明しています。

汚水はなく、雨水は自然流下で農業用排水路等に放流するものです。申請地は、住宅地と既設の太陽光発電施設に隣接し、南面は一带農地になっていますが5mほどの段差がある状態で、第2種農地になっています。やむを得ないかと思えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

3番の案件は、2番との関連案件で、使用貸借による権利の設定で、工事用進

入路を一時転用で利用するものです。

隣接地 ■■■■■ に太陽光発電施設を設置するに当たり、公道までの道がなく、工事車両の進入が困難なため、一時利用するものです。■■■■■ 982㎡のうち124㎡に敷鉄板54枚を敷き、仮進入路とします。工事完了後は、鉄板を撤去して原状回復します。問題はないと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

それでは、4番の案件につきまして、議席番号10番、田上光義委員、報告をお願いいたします。

田上光義委員

議席番号10番、田上です。4番の案件について、ご説明いたします。令和7年6月6日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。現地は、室津小学校の北側にあります。申請地のうち、西側の方には桜の木がありました。東側の方には老梅や柿の木があり、家庭菜園をやっていたような跡が確認できました。こちらを駐車場にするということです。

譲受人は県外でも語学教育施設をやっているとのこと、英語、フランス語、ドイツ語を教えるそうです。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

それでは、5番の案件につきまして、議席番号18番、有田孝義委員、報告をお願いいたします。

有田孝義委員

議席番号18番、有田です。5番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和7年6月4日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。現地は、事務局の説明のとおりでした。

売買の手続をする中で農地であることに気がついたものと思われますが、家を建ててから30年近く経過しておりますし、空き家になるより新しい方が住む方が地域にとってもよいことと思いますので、致し方ないと判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

議長（山田会長）

質疑は、ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第4「議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。総会議案書、51ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、53、54ページ、公図は55ページ、土地利用計画図は、56ページをご覧ください。変更内容は、工事期間の延長でございます。

変更理由につきましては、議案書にも記載しておりますが、お客様の買付辞退や融資不可などがあり、工事着手遅延が生じ、工事期間も超過していることから、この度の申請に至ったものでございます。

詳しくご説明いたします。本件の許可日は、令和2年12月9日で、工事期間は、令和4年12月9日までです。また、申請時に、許可後、1年6箇月、令和4年6月9日までに、当該売買予定地の全てを販売できない場合には、販売出来なかった残余の土地に当社自ら住宅を建築することが確約されていたことから、特定建築条件付売買予定地の要件を満たし、許可された案件ではございますが、農地転用事実の証明願に添付された、土地売買契約書を確認したところ、令和4年6月9日以降に契約締結がなされておりました。

この度の行為に伴い、事務局も本件を承認するか否か、判断には苦慮いたしましたが、承認相当で致し方ないと判断させていただきました。ただ今後、新たに同様の目的で、5条許可申請がなされた時に、許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る用途に供する見込みがないと判断された場合には、許可することができませんので、その時は、この度の行為を含めての、ご審議になると考えています。

本件については、工事期間の延長で、軽微な変更ではございますが、以上の理由により議案とさせていただきます。

総会議案書、52ページをお開きください。2番、申請者は、1番と同じ法人で、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、57、5

8 ページ、公図は 59 ページ、土地利用計画図は、60 ページをご覧ください。

変更内容は、1 番と同じく工事期間の延長でございます。

本件の許可日は、令和 4 年 3 月 30 日で、工事期間は、令和 7 年 3 月 30 日までです。

変更理由につきましては、議案書にも記載しておりますが、1 番同様、お客様の買付辞退や融資不可などがあり、工事着手遅延が生じ、工事期間も超過していることから、この度の申請に至ったものでございます。

また、申請時に、許可後、2 年 6 箇月、令和 6 年 9 月 30 日までに、当該売買予定地の全てを販売できない場合には、販売出来なかった残余の土地に当社自ら住宅を建築することが確約されていたことから、特定建築条件付売買予定地の要件を満たし、許可された案件ではございますが、農地転用事実の証明願に添付された、土地売買契約書を確認したところ、令和 6 年 9 月 30 日以降に契約締結がなされておりました。

なお、本件も 1 番と同様、判断に苦慮いたしました。承認相当で致し方ないと判断させていただきました。1 番の説明でも申し上げましたが、今後、新たに同様の目的で 5 条許可申請がなされた時には、本案件の行為も含めてのご審議になると考えております。

したがって、本件も工事期間の延長で、軽微な変更ではございますが、以上の理由により議案とさせていただきます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1 番の案件につきまして、議席番号 11 番、河本隆一委員、報告をお願いいたします。

河本隆一委員

議席番号 11 番、河本です。1 番の案件について、ご説明いたします。令和 7 年 6 月 5 日、農業委員 2 名、事務局職員 1 名で現地確認を行いました。期間延長が何度もされたというより、非常にルーズな結果、今回の申請となっています。

今後、この申請者から新たな申請がなされた際には何らかのペナルティがあるようですので、しっかりそのへんを守っていただきたいと思います。同時に特定建築条件付売買予定地について、こういう案件がよく見受けられますので、今後のチェック体制も見直す必要があるのではないかと思います。

現地は基礎工事が進んでおり、令和 7 年 11 月 30 日までには完成すると思

われます。

以上、反省も踏まえて、今後は特定建築条件付売買予定地については、なるべく早めにチェックを行いたいと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

それでは、2番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

田崎育子委員

議席番号5番、田崎です。2番の案件について、ご説明いたします。令和7年6月6日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。

申請地の辺りは、何度も現地調査に行ったところです。特定建築条件付売買予定地の30区画のうち1区画がお客様の買付辞退や融資不可などがあり、工事着手の遅延が生じたものです。現在、工事は着手されていまして。進捗状況は97%とのこと。致し方ないと思われ。ます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

新久保克己委員

議席番号3番、新久保です。今からこの案件を許可するか不許可とするかの判断をしないといけませんが、許可しないとなると法的根拠はあるのですか。

議長（山田会長）

事務局、お願いします。

事務局（岡本主任）

お答えいたします。このたびの事業計画の変更についてですが、農業委員会が承認しないという判断になれば、原状復旧するようにとの指導になります。

国の「農地法関係事務処理要領」を確認したところ、許可権者は、事業が完了することが見込まれる場合においては、変更について承認することは致し方ないという判断となっております。今回の2件については、すでに許可された案件で、事業を完了するためには期間延長をするしかありませんので、承認相当の判

断をするしか方法はないと思います。

先ほど、事務局から説明をいたしました。本来であれば期間延長については現地調査で農業委員さんの了承をいただければ、会長専決で期間延長の処理をさせていただく変更ではございますが、先ほど申しましたとおり、土地の売買契約を確認したところ、要件を満たしていないということが判明しましたので、議案とさせていただきます。

以上でございます。

議長（山田会長）

質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」、「承認」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第5「議案第5号 現況確認について」をお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。総会議案書61ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田2筆と畑2筆で、合計面積は、1,922㎡、申請地の位置図は、64、65ページ、公図は、66ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。

申請地は、JR山陰本線福江駅から東南東へ、約1.1kmに位置する土地でございます。

令和7年6月6日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、現地調査時の写真のとおり、申請地は山林化しておりましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

総会議案書62ページをお開きください。2番、説明の前に議案書の訂正がございます。下関市大字■■■■の登記面積が1,922㎡とありますが、1,977㎡に訂正させていただきます。また、併せて合計欄の登記面積につきましても、1,071㎡を1,076㎡に訂正させていただきます。詳細については、本日お配りしております総会議案書の訂正でご確認願います。大変申し訳ございませんでした。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田2筆と畑1筆で、合計面積は、1,076㎡、申請地の位置図は、67、68ページ、公図は、69、70ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。

申請地は、JR山陰本線福江駅から北東へ、約1.0kmから1.1kmに位置する土地でございます。

令和7年6月6日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、現地調査時の写真のとおり、 については竹林化、 については笹竹や灌木等が繁茂、 については笹竹が繁茂しておりました。3筆とも、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

総会議案書63ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆で、面積は、331㎡、申請地の位置図は、71、72ページ、公図は、73ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、JR山陰本線綾羅木駅から東南東へ、約1.1kmに位置する土地でございます。

令和7年6月6日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、現地調査時の写真のとおり、申請地は概ね竹林化しておりましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第4号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

63ページに戻りまして、4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆で、面積は、819㎡、申請地の位置図は、74、75ページ、公図は、76ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、下関市役所吉田支所から南南東へ、約1.2kmに位置する土地でございます。令和7年6月5日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、現地調査時の写真のとおり、申請地は山林化しておりましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第4号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

63ページに戻りまして、5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田4筆と畑1筆で、合計面積は、2,176㎡、申請地の位置図は、77、78ページ、公図は、79ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、下関市役所吉田支所から南南東へ、約1.2kmに位置する土地でございます。令和7年6月5日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、現地調査時の写真のとおり、申請地は山林化しておりましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第4号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番、2番及び3番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

田崎育子委員

議席番号5番、田崎です。1番、2番及び3番の案件について、ご説明いたします。令和7年6月6日、農業委員2名、最適化推進委員1名、事務局職員2名で現地確認を行いました。

まず、1番の案件についてですが、申請地は旧農免道路から道なき道をたどりやっと見つけることができた山林の中にある農地でした。すでに山林化して灌木が繁茂しており、全員一致で「非農地」と判断いたしました。

次に2番の案件ですが、申請地は安岡地区と吉見地区の境界あたりにある農地3筆です。途中、車も脱輪してしまいまして、これ以上車で行けるのかと思うような道幅でした。50年以上耕作を行っていないということで、竹林化して灌木が繁茂しており、全員一致で「非農地」と判断いたしました。

次に3番の案件ですが、申請地は東亜大学の近くにある住宅地に隣接している農地です。40年ぐらい耕作していないということで、竹林化しており全員一致で「非農地」と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、4番及び5番の案件につきまして、議席番号3番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

議席番号3番、新久保です。4番及び5番の案件について、ご説明いたします。令和7年6月5日、農業委員2名、最適化推進委員1名、事務局職員2名で現地確認を行いました。

2件とも申請地が近く、同様の状況ですので、一括して報告いたします。双方とも20年以上耕作しておらず、竹や雑木が繁茂し、完全に山林化しており、農地に復活することは困難であり、全員一致で「非農地」と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第5号 現況確認について」、全て「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第6「議案第6号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。総会議案書80ページをお開きください。

本案件は、農業振興地域整備計画の変更を行うにあたり、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、下関市長から農業委員会へ意見を求められたものでございます。1番、申出者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は81ページから83ページ、公図は、84ページ、土地利用計画図は、85ページをご覧ください。申出地は、下関市役所安岡支所から北東へ約1.3kmに位置する農地で、除外後は、「第1種農地」となります。

計画変更の理由は、医療施設の建て替えに伴う駐車場の整備でございます。本件は、農用地区域からの除外で、重要変更となります。

80ページに戻りまして、2番、申出者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は86、87ページ、公図は、88ページ、土地利用計画図は、89ページをご覧ください。申出地は、下関市役所清末支所から南西へ約600mに位置する農地です。

計画変更の理由は、農業用倉庫を建設するものでございます。本件は、用途区分の変更で、軽微な変更となります。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお

願いいたします。

田崎育子委員

議席番号 5 番、田崎です。1 番の案件について、ご説明いたします。令和 7 年 6 月 6 日、農業委員 2 名、事務局職員 2 名で現地確認を行いました。申請地は、済生会下関総合病院の敷地に隣接している農地です。済生会下関総合病院は、建設から 20 年を経過しており、今後、老朽化や耐震工事の問題もあり、新たな病棟の建築を計画しており、建設予定地については既存の駐車場の敷地を計画しています。

このたび、新病棟建設のために新たな駐車場の敷地の確保が必要とのことで、農業振興地域整備計画の変更に係る申出書が下関市長宛に提出され、農業委員会に意見を求められています。建物の建設はないため、周辺農地への影響はなく、地域医療の充実のため、致し方ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、2 番の案件につきまして、議席番号 3 番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

議席番号 3 番、新久保です。2 番の案件について、ご説明いたします。令和 7 年 6 月 5 日、農業委員 2 名、事務局職員 2 名で現地確認を行いました。

本案件は、農業振興地域の農地の一部に農業用倉庫を建築するために、変更に係る意見を関係部局に回答するものです。申請内容は、現在使用している農業用倉庫の場所に子供が自宅を建設することになったため、新たに農業用倉庫が必要となったものです。

申請地の利用計画は、農地の面積 2,428 m²のうち 345 m²に約 30 m²の農業用倉庫 1 棟、駐車場 1 台、他は農作業スペースとするものです。計画によると、周辺農地には影響がなく問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。「議案第 6 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」、「意見なし」と回答することに賛成の

委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案について、「意見なし」と回答することと決しましたので、その旨の回答を下関市長に送付します。

議長（山田会長）

次に、日程第7「議案第7号 農用地利用集積等促進計画（一括）の策定要請について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

説明の前に総会議案書の訂正がございます。総会議案書96ページをお開きください。右上に「No. 5」と表示しておりますが、正しくは「No. 6」となります。訂正をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

それではご説明いたします。総会議案書90ページをお開きください。

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、山口県農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものであります。

詳細につきましては、91ページから106ページの「1. 農用地利用集積等促進計画（一括）一覧表（令和7年6月30日公告予定分）」をご覧ください。

法律の改正に伴い、令和7年4月1日以降の「相対の利用権」は「一括方式」に変更され、「農用地利用集積等促進計画（一括）の策定要請」を機構に対し行うことになり、その承認についてお諮りするものでございます。

今後の事務処理ですが、議案についてご承認いただいたのちに山口県農地中間管理機構に対し「策定要請」を行い、山口県農地中間管理機構から下関市長に対し「認可申請」が行われ、市において認可・公告を行って利用権設定の効力が開始されるものとなります。

別紙「議案第7号関係資料」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

それでは、「議案第7号 農用地利用集積等促進計画（一括）の策定要請につ

いて」、原案のとおり「承認」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、本議案については、原案のとおり「承認」と決しましたので、農地中間管理機構である、公益財団法人やまぐち農林振興公社に、農用地利用集積等促進計画（一括）の策定について要請いたします。

議長（山田会長）

次に、日程第8「議案第8号 農地法第52条の規定による「賃借料」の情報提供について」をお諮りいたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

ご説明いたします。総会議案書107ページをご覧ください。

この案件は、農地法第52条により賃借料情報を提供するに当たり公表内容について決定を求めようとするものでございます。

108ページをお開きください。108ページの「農地賃借料情報（令和6年度）【案】」は田についてお示ししており、昨年度設定された利用権を使用貸借と賃貸借に区分し、賃貸借の中で、金納と物納、10アール以上と未満に区分して、地域ごとに賃借料の最高値と最低値と平均値を表にしたものでございます。

下関区域は14地区、豊浦は5地区、菊川は3地区、豊田は5地区、豊北は8地区に区分しております。109ページは畑についてお示ししており、同様に数値をまとめたものでございます。

続いて、110ページをご覧ください。こちらは、108、109ページの賃借料情報を5区域のみに区分し、表にしたものでございます。

続きまして、111ページをご覧ください。こちらは、令和4年度、令和5年度及び令和6年度の3か年の賃貸借の数値をまとめたものでございます。

なお、ご承認をいただいたのち、総会議案書108、109ページの内容については利用権設定期間終了通知書を送付する際に同封し、事務局窓口やJA支所等でも希望者へ配布できるようにする予定で、110ページの内容については市のホームページへ掲載いたします。

111ページの内容については、参考資料として作成したものととなります。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第 8 号 農地法第 5 2 条の規定による「賃借料」の情報提供について」、「承認」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、本議案については、原案のとおり「承認」と決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第 9「議案第 9 号 下関市都市計画審議会委員の推薦について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

ご説明いたします。総会議案書 1 1 2 ページをお開きください。

これは、下関市長から下関市都市計画審議会の委員を委嘱するにあたり、農業分野からの学識経験委員の推薦依頼があったため、引き続き田崎会長職務代理者を推薦しようとするものでございます。任期は、令和 9 年 5 月 3 1 日までの予定です。

なお、下関市都市計画審議会委員の推薦につきましては、農業委員会では、従来から会長職務代理者を推薦しておりますことをご報告いたします。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第 9 号 下関市都市計画審議会委員の推薦について」賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。田崎育子委員、よろしくお願いします。

以上で、審議事項はすべて終わりました。

議長（山田会長）

次に、日程第 1 0「報告第 1 号」から日程第 1 8「報告第 9 号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

ご報告いたします。以降、着座にてご報告いたします。

総会報告書 1 から 4 ページ、報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」は、15 件ございました。

5 ページ、報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項による許可案件の事業計画変更の承認について」は、1 件ございました。簡易な事項についての処理に関することにより専決により承認いたしました。

12 ページ、報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について」は、3 件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

13 ページ、報告第 4 号「受理通知書訂正申出書について」は、1 件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。専決により、受理書を訂正し、交付いたしました。

14 ページ、報告第 5 号「現況確認について」は、1 件ありました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、現況確認書交付事務取扱要領により現況確認書を交付いたしました。

22 ページ、報告第 6 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が 4 件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

23 から 24 ページ、報告第 7 号「農地の転用事実に関する証明について」は 4 件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。既に農業委員による現地確認は終了していたしましたので、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

25 ページ、報告第 8 号「事業完了報告について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。全ての案件について農業委員による現地確認が終了しております。

27 から 29 ページ、報告第 9 号「農地法第 5 条第 1 項による許可案件の現地確認の報告について」過去に資材置場を目的に農地転用許可された 8 件については、6 月に現地調査を行い、調査月の総会で報告することとなっております。内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）

事務局の報告が終わりました。

ただいまの報告第 1 号から第 9 号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

新久保克己委員

議席番号 3 番、新久保です。2 3 ページの転用事実の証明について、1 番は議案第 4 号 1 番と地番が同じですが、これはどういう関連ですか。

議長（山田会長）

事務局、お願いします。

事務局（岡本主任）

お答えいたします。先ほど、議案第 4 号でご審議いただいた案件と同一事業でございます。そのうちの 1 区画です。

阪田実委員

同じ案件について質問ですが、特定建築条件付売買予定地での違反の案件になると思うのですが、ペナルティは売ってしまったことにかけるのか、それとも次に特定建築条件付売買予定地の申請をしてきたときにかけるのか、どちらですか。

議長（山田会長）

事務局、お願いします。

事務局（岡本主任）

お答えいたします。先ほど、議案第 4 号でもご説明させていただきましたが、今回のように特定建築の要件を満たさないのに土地のみを販売しておりましたので、期間延長を認めるか認めないかという判断で事務局も苦慮いたしました。承認をしなければ農業委員会の判断は、原状復旧のみとなりますので、承認については認めるしか方法はないと思われます。

また、事実証明の申請がされたときに、すでに土地の売買契約を結んで、土地を購入した方が建物の契約を結び、建築確認の許可まで受けておりましたので、その時点で農業委員会は事実証明を出さないということは現実的ではないということで、以前から事実証明については、交付をさせていただいております。

しかしながら、今後、同様の業者から特定建築条件付売買予定地の申請があったときには、この業者が確実に特定建築条件付売買予定地として販売すると認められない時は、許可することはできませんので、申請があったときには慎重に判断することになると思います。

以上でございます。

議長（山田会長）

他にご質問等ございませんか。ないようですので、以上をもちまして「令和7年度第3回定例総会の閉会」を宣告いたします。

（終了時刻 11時05分）

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....